

# 新型コロナウイルス感染症対策

## における職員の対応基本指針

社会福祉法人清仁会

(はじめに)

2019年12月に中華人民共和国河北省武漢市に端を発した『新型コロナウイルス（COVID-19）』は、世界各地へと感染が広がっており、様々な対策が取られている中、いまだ終息の兆しが見られない。

この感染症は感染力が強く、高齢者が重症化するリスクが特に高いとされており、施設の中で集団感染が発生した場合、感染拡大を防ぐのは困難であることから、いかに施設に持ち込まないかが重要となる。

そのためには、まず、施設内外での職員の感染対策行動及び利用者との接触の制限を、徹底して行う必要がある。

利用者の暮らしや命を守り、働く職員が安心して業務を行えるよう、ここに行動指針を策定する。

### 第1条 基本的な考え方

- (1) 利用者の健康と命の安全を守る
- (2) 利用者の家族及びこの地域の信頼と安心を守る
- (3) 働く職員及びその家族の健康な生活を守る
- (4) 感染者及び濃厚接触者等の人権やプライバシーを守る

### 第2条 衛生・健康管理

- (1) スタンダードプリコーション（うがい、手洗い等）を徹底する。
- (2) 検温を習慣化し、出勤時、退勤時の1日2回実施する。平熱よりおおむね1℃以上高い熱が続いて出た場合、すぐに報告し、指示を仰ぐ。なお、出勤前に体調が悪い場合は、自分で検温して体調を確認し、早めに報告する。
- (3) 平常時と異なるだるさ、息苦しさ、高熱等がある場合も報告、相談する。
- (4) 対策期間中はマスクを常時着用する。施設外でも買い物等に行く場合、マスクを着用する。
- (5) 規則正しい生活（睡眠・食事等）を心がけ、自身の免疫力を高めておく。

### 第3条 通勤・移動

- (1) 出勤時のうがい・手洗い・手指消毒を徹底し、車内の衛生管理に心がける。
- (2) 不特定多数の人が集まる集会・イベント等への参加は、なるべく控える。
- (3) 日々の行動を『職員行動履歴健康チェック表』に記録し、わかるようにしておく。

### 第4条 自宅等での過ごし方

- (1) 自宅等で同居する家族等においても、同様に感染意識を持ってもらうようにする。
- (2) 家族等で、他所（特に『緊急事態宣言』対象地域）から戻ってきた人がいる場合、なるべく接触を避け、14日間自宅待機させる。

### 第5条 体調不良の報告

- (1) 本人及び同居家族等に発熱や倦怠感などの感染症が疑われる症状がある場合、出勤する前に必ず施設に連絡を入れて指示を仰ぐ。

その日は休んで病院を受診（家族等の場合も受診してもらおう）し、その結果を施設に報告、その後の対応の指示を受ける。

受診の際は、必ず介護従事者であることを医師に伝える。

費用等が発生した場合、コロナウイルス検査料報告書に領収書添付して施設に提出する。（施設の経費として出せるものは支出します）

### 第6条 休暇の取り扱い

新型コロナウイルス感染症にかかる休暇は、本人または対象家族等が受診して検査を受けることを前提に、原則『特別休暇』扱いとする。ただし、検査結果が陰性だった場合、休んだ日の半分は有給または勤務交代の扱いとする。（休みが1日の場合特休扱い）

- (1) 1週間休みとする場合

①本人が体調不良等で感染が疑われる場合で、検査の結果が陰性るとき

- (2) 同居家族等が濃厚接触者又はその疑い者になった場合で、検査結果が陰性るとき

- (2) 2週間以上の休みとする場合

①職員本人が感染者となったとき

②職員本人が濃厚接触者となり、PCR検査の結果、陰性になったとき

### 第7条 福利厚生

- (1) 小学校等の休校措置に伴い、本来の業務に支障が出る場合、勤務を考慮する。
- (2) 業務中使用するマスクは基本的に施設が支給する。
- (3) 感染時又は感染疑い時に受診した費用等については、施設が負担する。

### 第8条 面会中止及び業者の制限

- (1) 感染防止対策実施中は、原則面会中止とする。(看取り期など、理由のある場合は除く) また、家族が外でガラアス越しに面会ができるよう考慮する。
- (2) ビデオ電話による通話は、原則1週間に1度、10分程度とする。
- (3) 物品納入業者の搬入等は、玄関先で行う。また、感染症発生時は、施設内設備保守管理も、基本的に中止又は延期する。

#### 第9条 定期受診の延長もしくは電話診療

- (1) 医療機関受診での濃厚接触回避の観点から、慢性疾患の状態の利用者は長期処方を検討する。また、症状に変化等がある場合は、電話で状態を伝え、指示を受ける。

#### 第10条 会議・集会等

- (1) 施設内で行う会議等については、なるべく集まらないよう書面等で行う。
- (2) 会議等を行う場合は、人の移動を最小限にし、短時間で効率的に行うようにする。
- (3) 座席の間隔をあげ、換気をして『3つの密(密閉・密集・密接)』にならないよう配慮する。

#### 第11条 基本的人権の尊重と個人情報等の保護について

- (1) 感染者及び濃厚接触者となった者が出了た場合、風評被害等からその者を守るため、守秘義務を徹底する。
- (2) 感染者及び濃厚接触者となった者の個人情報、一般に公開されている情報の範囲内(行政の報告等)にとどめ、プライバシーを侵害しないよう注意する。

#### 第12条 正しい情報で、正しく恐れる

- (1) 新型コロナウイルスの情報は世界中に拡散し、だれでもが容易に入手できるものとなっている。情報の中には、当然正しくないもの(フェイクニュース等)も含まれるので、正しい情報を確認し、正しく恐れていく。

#### 第13条 迅速な情報・共有と拡大防止に向けた対応

- (1) 報告、連絡、相談が、一日遅れただけで感染の拡大は進んでしまう。できる限り早く情報を伝え、共有していく。
- (2) 身近なところで感染や感染の疑いが確認できた時は、個人情報に十分配慮しながらも、速やかに報告、連絡、相談をする。

#### (附則)

本指針は、令和2年5月1日より施行する。

令和2年6月1日 一部改正

令和2年9月18日 一部改正

令和2年10月2日 一部改正

令和3年1月15日 一部改正

令和3年5月28日 一部改正